

よくあるお問い合わせ（Q&A）

《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 要請の対象市町村を教えてください。

- 福島県内全域になります。

2. 営業時間短縮を要請する理由（なぜこのタイミングなのか）を教えてください。

- 全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況が続いており、政府において、1都3県を対象に1月8日から2月7日までの間、特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令したところであり、全国的に重大な局面に入っています。
- このことを受けて、県としても、先日（1月8日）、県民の皆さんに対して、緊急事態宣言の対象地域との不要・不急の往来の自粛を要請したところですが、県内においても更なる感染拡大が続き、感染状況を表すステージも「ステージ3」相当となりました。
- こうした状況を踏まえ、感染拡大を防止するため、県内全域を対象として、1月15日から2月7日までの間、県内の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等に対して、午後8時までの営業時間の短縮について、御協力をお願いします。

3. 県内全域を対象とする理由を教えてください。

- 県内各地で感染者が確認されている状況にあります。（地域によっては感染者数にばらつきはあるものの）ひとたびクラスターが発生すれば、更なる感染拡大につながる可能性も十分にあることから、県内全域を対象としたものです。
- 県民の皆さん、対象となる事業者の皆さんには大変な御苦勞をお掛けしますが、これ以上の感染拡大を防止するため、御理解と御協力をお願いします。

4. 2月7日までとする理由とそれ以降の対応を教えてください。

- 対策の効果が現れるまでに一定の期間を要するとともに、県民の皆さんに対して1都3県を対象とした緊急事態宣言の期間にあわせて当該地域への不要不急の往来の自粛について協力をお願いしているところであり、このことを踏まえて、期間を設定したものです。
- それ以降の対応については、県内の感染状況や医療提供体制の状況、更には、政府の動向等を踏まえ、判断することになります。

5. 今回の要請に係る法的根拠を教えてください。

- 県内の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく協力要請です。

6. 要請期間を教えてください。

- 令和3年1月15日（金）午後8時から令和3年2月8日（月）午前5時までの期間となります。
- ただし、協力金については、令和3年1月13日（水）又は1月14日（木）から営業時間の短縮を実施している場合には、交付対象期間に含めることとします。

7. 要請の時間帯を教えてください。

- 午後8時から翌日午前5時までの時間帯の営業自粛になります。

8. 要請の対象施設を教えてください。

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している、接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）です。

【接待を伴う飲食店】（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）

キャバレー、スナック、パブ、クラブ、上記以外の風営法第2条第1項第1号に該当する飲食店

【酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店】

飲食店、料理店、居酒屋、バー、カラオケ店、上記以外の酒類の提供を行う飲食店

- ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースは除きます。

9. 営業時間を午後8時までに短縮する理由を教えてください。

- 国の基本的対処方針においては、緊急事態宣言対象地域では、飲食店に対して午後8時までの営業時間の短縮要請を行うこととされています。
- 本県については、緊急事態宣言の対象地域とはなっていませんが、これ以上の感染拡大を防止するため、これに準じる取扱いとするものです。

10. 午後8時までに営業を終了しなければいけませんか。それとも、酒類提供だけを止めればよいのですか。

- 酒類の提供だけを止めるのではなく、酒類の提供を午後7時までに止めていただいた上で、営業の自粛をお願いします。

11. 酒類提供を行う飲食店について、午後8時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいですか。

- 営業を行って構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後8時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

12. 時短営業要請に従わない店舗等への対応（店名公表等）について教えてほしい。

- 今回の営業時間短縮の協力要請は、特別措置法第24条第9項に基づく協力要請であり、要請に従わない場合であっても店名公表等の対象にはなりません。

13. 時短営業要請による地域経済への影響について教えてほしい。

- 営業時間短縮の協力をいただくことで、地域経済への影響も懸念されますが、現時点では、感染拡大の防止に、より重点を置いて対処することが重要です。
- 対象となる事業者の皆さんには御苦勞をお掛けしますが、今回の協力要請は県民の皆さんの安全・安心を最優先に考えて実施するものであり、御理解と御協力をお願いします。

14. 時短営業の効果について教えてほしい。

- 営業時間短縮の協力要請とあわせて、県民の皆さんに対して、午後8時以降は外出自粛の徹底をお願いしています。
- こうした対策等によって、感染のリスクが高いとされる大人数や長時間に及ぶ飲食の機会や時間を抑制することが期待できることから、感染拡大防止の効果があるものと考えています。
- また、営業時間短縮の協力要請に御協力いただいた場合、協力金をお支払いすることとしていますので、御理解と御協力をお願いします。

15. ステージ3の対策として、ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店への休業要請があるが、そうした店舗へ休業要請しないのか教えてほしい。

- 国の制度において、営業時間短縮の要請に御協力いただいた場合、協力金をお支払いすることとしていることから、こうした制度を活用して実効性のある対策を講じていくものです。

- 事業者の皆さんにおかれては、改めて、ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。また、対象となる事業者の皆さんにおかれては、営業時間の短縮に御協力をお願いします。

16. 全ての飲食店を対象とすべきではないか。東京都のように、飲食店に限らず、関連施設に対しても協力要請すべきではないかと思うが教えてほしい。

- 政府の分科会の提言において、特に首都圏などでは飲食の場を中心に感染リスクが高い場면을回避する対策が必要とされており、こうした専門家の意見に基づき緊急事態措置の各対策が取られているところです。
- こうした専門家の意見や地域経済への影響等も考慮し、まずは、最も対策が必要な接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等に対して協力をお願いすることとしたものです。
- 今後、本県においても、更なる感染拡大が見られるような場合は、必要に応じて更なる対策を検討します。

《 2 協力金について 》

1. 申請受付期間や申請方法、支払時期を教えてください。

- 申請受付期間は、2月8日（月）～3月10日（水）です。
- 郵送申請または電子申請で受け付けており、郵送申請の場合、3月10日（水）までの消印有効です。
- 詳細については、県ホームページ（「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）第1弾」のページ）をご確認ください。

2. 申請にはどのような書類が必要ですか。

申請に必要な書類

No.	提出書類	留意点
1	交付申請書	県指定様式（準備中）
2	振込先の通帳等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかること ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き ・インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ
3	営業許可証の写し	食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証であること
4	酒類を提供していることがわかる書面等	<ul style="list-style-type: none"> ・メニューの写真及び酒類の納品書の写し ※酒類の納品書は、令和3年1月12日（時短営業要請日）からさかのぼって3か月以内のもの。 ※メニューの写真がない場合は、ホームページの画面を印刷したものなど。
5	店舗外観写真	店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む外観写真を提出してください。
6	対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中の営業時間（又は休業していること）」が明記されたもの ・原則として、店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。
7	本人確認書面 （個人事業主の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、保険証等の写し（住所等が裏面記載の場合は裏面を含む）。 ・マイナンバーカードの写しの場合は、表面のみ提出してください。

3. 協力金はいくらもらえるのか教えてほしい。

○ 協力金は要請に応じた店舗ごとに、最大で104万円を交付します。

4. 要請対象期間が1月15日からですが、準備に時間を要したために、1月17日から時間短縮営業を行いました。協力金は交付されますか。

- 時間短縮営業の開始が遅れた場合でも、協力金の交付対象とします。
- また、時短営業要請の対象期間は令和3年1月15日（金）からですが、1月13日（水）又は1月14日（木）から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。
- ただし、時間短縮営業を開始した日から2月8日午前5時まで連続して時間短縮営業することが必要です。
- この場合、「連続して時間短縮営業を実施した日数×4万円」を交付します。

【交付金額の具体例】

○：時間短縮営業した日 ×：時間短縮営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日
 ※交付対象期間は表中の青色部分です。

	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/13~2/7	104万円	時短営業を開始した日から令和3年2月7日（8日午前5時）まで連続して時短営業した期間が対象です。 時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日があっても対象です。
2	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	1/13~2/7	104万円	
3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	1/15~2/7	96万円	
4	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	2/5~2/7	12万円	
5	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	1/14~2/7	100万円	
6	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	☆	1/13~2/7	104万円	
7	☆	☆	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	1/16~2/7	92万円	
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円	

5. 通常の営業時間が午後8時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金を交付対象となりますか。

○ なりません。

通常、午後8時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

なお、通常、午後8時までの営業であった店舗が、酒類の提供のみを午後7時まで短縮しても対象外です。

【協力金の対象の可否（例）】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午前11時～午後9時	営業時間を午前11時～午後8時に短縮 且つ 酒類の提供を午前11時～午後7時に短縮	○
午前11時～午後9時	営業時間を午前11時～午後7時に短縮	○
午前11時～午後9時	休業	○
24時間営業	営業時間を午前5時～午後8時に短縮 且つ 酒類の提供を午前5時～午後7時に短縮	○
午前11時～午後8時	営業時間を午後5時～午後8時に短縮 且つ 酒類の提供を午後5時～午後7時に短縮	×
午前11時～午後8時	酒類の提供を午前11時～午後7時に短縮	×
午後5時～午後8時	休業	×

6. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されますか。

○ 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

7. 複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力は交付されませんか。

- 要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力を交付します。

8. 1月15日オープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力の交付対象になりますか。

- なりません。
協力は、1月12日より前に営業の実態がある店舗となります。

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、1月13日より前に時短営業又は休業をしている場合には協力の対象になりますか。

- 通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、1月13日より前に時短営業又は休業をしている場合には対象となります。

10. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力の交付対象となりますか

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

11. 大企業も協力の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

12. 対象店舗を賃借していますが、協力金の交付対象となりますか。

- 自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

13. 要請対象期間前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、要請対象期間中は酒類の提供を行う営業形態に変更する場合、時短要請に応じれば協力金は交付されますか。

- 午後8時以降も酒類の提供を行う店舗については、時短要請の対象となりますが、要請期間前から継続して酒類の提供を行っていなかった店舗は、協力金は交付されません。

14. 福島市内の飲食店で、12月28日から1月11日までの時短営業要請に応じたが、今回（1月15日から2月7日まで）の時短営業要請にも応じなければ、12月28日～1月11日分の協力金も交付されないのか。

- 協力金の交付は、12月28日から1月11日分と今回（1月15日から2月7日まで）分をそれぞれ算定の上、交付しますが、引き続き時短営業について御協力をお願いします。

15. 協力金の金額について、104万円で十分だと考えているか。

- 協力金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から時短営業をお願いし、ご協力いただいた事業者に対して協力金としてお支払いするものであり、ご理解とご協力をお願いします。

16. 協力金については、今回限りの措置か。要請の期間が延長した場合など、今後追加の対策を想定しているか。

- 今後については、新型コロナウイルス感染症の状況等を見ながら検討していきます。

【2月10日追加（17～21）】

（提出書類について）

17. 酒類を提供していることがわかる書面について、メニューの写真と酒類の納品書の写しは両方提出する必要がありますか。

- 両方提出する必要があります。
- 酒類の納品書は、令和3年1月12日（時短営業要請日）からさかのぼって3か月以内のものに限ります。
- ※ 青色申告・白色申告に関わらず、領収書や納品書、請求書などの書類は、5年間、保管することが法律で義務付けられております。

18. 酒類を提供していることがわかる書面について、納品書を破棄したため、手元にありません。納品書の代わりに提出できる書類はありますか。

- 納品書の写しを提出できない場合、領収書など、税務申告上で保管が義務付けられている書類の写しにより代用できます。
- ただし、「購入者、品目（酒類であること）、支払年月日」が記載されているものに限ります。
- 購入者が記載されていないレシートや、品目が記載されていない領収書などしか提出できない場合、申請時点の店舗内観写真（酒類提供しているとわかるもの）をあわせて提出してください。
- なお、提出された書類については、必要に応じて、審査事務局より確認の連絡をする場合があります。

(要請延長に伴う協力金について)

19. 時短営業要請が2月14日(日)まで延長されたが、協力金の申請はどのようなになるか。

- 申請期間、申請方法及び提出書類など準備中のため、今後の県ホームページなどでの発表をお待ちください。

20. 2月7日までの時短営業要請に応じて時短営業している。2月14日まで延長して時間短縮営業した場合、まとめて申請するようになるか。

- 1月15日(水)から2月7日(日)までの期間(当初の要請期間)と2月8日(月)から2月14日(日)までの期間(延長分の要請期間)の両方ともご協力いただいた場合、それぞれ申請が必要となります。
- なお、1月15日から2月7日までの期間の協力金については、2月8日から申請受付を開始しています。
- 2月8日から2月14日までの期間の協力金については、申請期間、申請方法及び提出書類など準備中のため、今後の県ホームページなどでの発表をお待ちください。

21 時短営業要請が延長されたが、1日当たりの協力金の金額は変更となるか。

- 1日当たり4万円で、変更ありません。

《3 外出自粛要請について》

1. 不要不急の外出の考え方を教えてほしい。

- 県民の皆さんには、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持に必要な場合を除き、不要・不急の外出を控えていただくようお願いします。
特に、午後8時以降はこれを徹底していただくようお願いします。
- また、緊急事態宣言の対象地域を始め感染が拡大している地域との不要・不急の帰省や旅行などの往来については自粛していただくようお願いします。

2. 県外との往来についての考え方を教えてほしい。

- 緊急事態宣言の対象地域を始め感染が拡大している地域との不要・不急の帰省や旅行などの往来については自粛していただくようお願いします。
- また、仕事や受験などによるものは、不要・不急の往来には当たらないと考えますが、仕事上の打合せ等による往来については、その必要性を判断していただき、できる限りテレビ会議や電子メールなどの活用を検討していただくようお願いします。

3. 午後8時以降徹底した外出自粛を要請している趣旨（午後8時前であれば外出しても良いのか）を教えてほしい。

- 政府の分科会の提言において、特に首都圏などでは、飲食の場を中心に感染リスクが高い場面を回避する対策が必要とされており、本県においても、お酒を伴う飲食が原因と考えられるクラスターが発生していることから、県内の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等に対して、午後8時までの営業時間の短縮について、御協力をお願いすることとしました。
併せて、県民の皆さんに対して特に、午後8時以降は外出自粛を徹底するようお願いすることとしました。

4. 外出を禁止としないのか、罰則はないのか教えてほしい。

- 今回の不要・不急の外出自粛要請は、特別措置法第24条第9項に基づく協力要請であり、外出を禁止するものではなく、罰則等もありません。

5. 職場への出勤等についての考え方を教えてほしい。

- 職場への通勤や仕事上必要な外出は、不要・不急の外出には当たらないと考えますが、出来るだけ外出の機会を減らすことで感染の機会を減らすことにつながるため、事業者の皆さんにおかれては、時差出勤や在宅勤務(テレワーク)などに取り組んでいただくようお願いします。
- また、仕事上の打合せ等による往来は、その必要性を判断していただき、できる限りテレビ会議や電子メールなどの活用を検討していただくようお願いします。